

# 災害復旧ローン

令和6年3月1日現在適用中

| 1  | 商 品 名            | 災害復旧ローン  |
|----|------------------|--|
| 2  | ご利用<br>いただける方    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和6年能登半島地震により被害を受けられた個人・個人事業主の方</li> <li>◆お申し込み時の年齢が満20歳以上の方</li> <li>◆安定継続した収入がある方</li> <li>◆反社会的勢力でない方</li> <li>◆一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</li> </ul>   |
| 3  | お 使 い み ち        | <p>①申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が生活再建のために必要とする資金で次のいずれかに該当するもの</p> <p>a.自動車関連資金(オートバイ、自転車を含む)<br/>購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> <p>b.教育関連資金<br/>・就学する学校等への納付金(最長1年分)<br/>・就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内)</p> <p>c.住宅・リフォーム関連資金<br/>不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>d.医療費</p> <p>e.その他物品購入・修理資金</p> <p>②申込人が必要とする生活資金<br/>※1顧客1回限り、100万円以内</p> <p>③申込人が自信用金庫から借入れた証書貸付型消費者ローンの借換資金<br/>※フリーローンを除く、①または②と合わせた申込に限る</p>                           |
| 4  | ご 融 資 形 態        | ◆証書貸付  |
| 5  | ご 融 資 金 額        | ◆1,000万円以内(1万円単位)  |
| 6  | ご 融 資 期 間        | ◆3ヶ月以上15年以内(1ヶ月単位)   |
| 7  | ご 融 資 利 率        | ◆当金庫所定の利率とさせていただきます。詳細は窓口までお問い合わせ下さい。  |
| 8  | 金 利 形 態          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆変動金利</li> <li>①借入後の金利は、基準金利(当金庫長期プライムレート)の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引下げ、又は引上げられます。</li> <li>②金利の見直しは、毎年4月1日と10月1日の年2回行い、各々6月・12月の約定返済日の翌日から新利率を適用します。</li> <li>③毎月のご返済額は、ご融資利率の見直しの都度変更させていただきます。</li> </ul>   |
| 9  | ご 返 済 方 法        | ◆毎月元金均等または元利金均等返済  |
| 10 | 保 証 人 等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので保証人は必要ありません。</li> <li>また、担保も不要です。</li> <li>◆保証料:金利に含まれます。</li> </ul>  |
| 11 | 手 数 料            | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆取扱手数料 1,100円(消費税込)</li> <li>◆繰上償還手数料 5,500円(消費税込)</li> </ul>   |
| 12 | 苦情処理措置<br>紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆苦情処理措置<br/>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(8:45~17:00、電話:076-233-1175)にお申し出ください。<br/>なお、当金庫のほかに、全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)または北陸地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話:076-261-2836)でも苦情等のお申し出を受け付けています。</li> <li>◆紛争解決措置<br/>金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の 仲裁センター等での紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記リスク管理部または各しんきん相談所にお申し出ください。<br/>なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</li> </ul> |
| 13 | そ の 他            | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</li> <li>◆現在のご融資利率やご融資限度額については窓口までお問合せ下さい。</li> </ul>   |